

【 資 料 】

公文書開示審査会答申の概要

答申第74号の概要

1 件名

「『指導を要する教職員』14名の認定に関わる決裁の文書」

- 2 請求者 高知県内の団体
- 3 請求年月日 平成13年4月27日
- 4 原決定年月日 平成13年6月19日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 異議申立て年月日 平成13年7月27日
- 7 非開示理由

(1) 個人に関する情報について（平成13年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第2号該当性）

本件公文書の情報は、指導を要する教職員として認定を受けた者（以下「認定者」という。）の学校名、職名、氏名、年齢、性別及び勤務年数の各項目の一覧表のみでありそのすべてが個人情報である。

(2) 犯罪予防・捜査等情報について（旧条例第6条第4号該当性）

本件公文書の情報のうち非開示とした部分を開示することにより、認定者が勤務する学校の保護者や関係者に動揺を与え、また、認定者に対する嫌がらせの電話等といった第三者からの不測の働きかけや、認定者の家族の平穏な生活を混乱させる可能性が強く、認定者や家族の身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれがある。

8 諮問 平成13年8月10日

9 答申 平成16年2月25日

10 審査会の結論

教育委員会が、「『指導を要する教職員』14名の認定に関わる決裁の文書」について部分開示と判断したことは妥当である。

11 審査会の判断概要

(1) 個人に関する情報について（旧条例第6条第2号該当性）

本件公文書には、氏名、年齢、性別のように特定の個人を明らかに識別することができる情報のほか、学校名、職名、勤務年数のように他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人を識別することができる情報がある。

これらは、認定者の個人に関する情報であって、直接的又は間接的に特定の個人を識別することができる情報と認められ、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 犯罪予防・捜査等情報について（旧条例第6条第4号該当性）

本号は、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全の確保と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報は非開示とすることを定めたものであり、実施機関が主張する上記7(2)については、本号を適用して非開示とする理由には該当しない。

答申第75号の概要

1 件名

「『指導を要する教職員』14名の認定に関わる本人への通知文書」

- 2 請求者 高知県内の団体
- 3 請求年月日 平成13年4月27日
- 4 原決定年月日 平成13年6月19日
- 5 決定の内容 非開示
- 6 異議申立て年月日 平成13年7月27日
- 7 非開示理由

- (1) 個人に関する情報について（平成13年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第2号該当性）

本件公文書の情報は、認定者の勤務状況などの評価や現在の状況に至った背景や原因など個人のプライバシーに係る情報を含むものであり、また、個々の認定者の身体状況、私的生活に及ぶ部分、勤務評定の具体的内容などに係る個人に関する情報が含まれている。さらに、認定者の保有する課題にあわせた研修内容や改善しなければならない課題、その研修先や研修方法などを記載しており、これらは特定の個人に関する情報であって、開示することにより、個人の身体状況等の情報が明らかになると認められる。

- (2) 犯罪予防・捜査等情報について（旧条例第6条第4号該当性）

本件公文書を開示することにより、認定者が勤務する学校の保護者や関係者に動揺を与え、また、認定者に対する嫌がらせの電話等といった第三者からの不測の働きかけや、認定者の家族の平穏な生活を混乱させる可能性が強く、認定者や家族の身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれがある。

- (3) 事務事業に関する情報について（旧条例第6条第5号該当性）

ア 指導を要する教職員の認定制度は、個々の教職員の課題を克服し、職場復帰を目指すものであるにもかかわらず、現状では教職員不適格者の認定制度としての受け止めが一般的であることから、認定者は、教職員不適格者としてのレッテルを貼られ、課題克服後の円滑な職場復帰及び復帰後の教職員としての信頼回復に極めて大きな障害となる。

こうした障害を回避するために、認定者に関する情報管理は慎重に行っているが、この的確な情報管理がなければ、認定解除後の職場復帰に大きな困難が伴うことになる。円滑な職場復帰がなされなければ、この制度の根幹を揺るがし、制度自体の存続が困難となる。

イ 自己の資質指導力の向上を目指し、校外で研修している者や校内で学級担任以外の校務分掌を担当している認定者以外の者から、認定者の研修場所が明らかになることによって、認定者ではないにもかかわらず、認定者として学校や学級を離れて研修をしていると誤解されることについての不安には到底耐えることができないといった意見がある。

8 諮問 平成13年8月10日

9 答申 平成16年2月25日

10 審査会の結論

教育委員会が、「『指導を要する教職員』14名の認定に関わる本人への通知文書」について非開示と判断したことは妥当である。

11 審査会の判断概要

(1) 個人に関する情報について（旧条例第6条第2号該当性）

本件公文書は、認定者に対して高知県教育長が平成13年4月1日付で通知した文書の写しであり、以下の内容で構成されている。

ア 「文書日付」、「発信者」及び「研修期間」の情報は、全ての認定者に対して同じ情報が記載されており、個人に関する情報とは認められない。

イ 「あて名」には認定者の学校名、職名及び氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

ウ 「通知文」には認定者の所属名、職名、勤務状況などの評価、身体状況、改善しなければならない課題などの情報が記載されており、こうした情報は、認定者の個人に関する情報であって、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

エ 「研修場所」は、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

オ 「研修内容」には認定者の身体状況、改善を要する課題、研修方法などの情報が記載されており、こうした情報は、認定者の個人に関する情報であって、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

以上のことから、本件公文書のうち、イ、ウ、エ及びオで述べた情報は、本号本文に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 犯罪予防・捜査等情報について（旧条例第6条第4号該当性）

本号は、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全の確保と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報は非開示とすることを定めたものであり、実施機関が主張する上記7(2)については、本号を適用して非開示とする理由には該当しない。

(3) 事務事業に関する情報について（旧条例第6条第5号該当性）

実施機関は、上記7(3)の主張をしているが、認定制度を設ける以上、実施機関の主張は、公文書の開示、非開示に関係なく予想されることであり、また、実施機関は、認定制度の趣旨を十分に周知し、事業の実施にあたっての配慮など必要な措置を講ずることにより事業に支障を来すことがないように対応すべきものである。

以上により、指導を要する教職員の認定事務の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることが明らかであるとの実施機関の主張は認められない。

(4) 部分開示について（条例第7条該当性）

当審査会が見分したところ、本件公文書には上記(1)アからオまでの情報が記載されており、アの情報については、開示が可能な情報であるが、イからオの直接的又は間接的に特定の個人が識別できる情報を非開示とすると、本件公文書の大部分は非開示となってしまう。

異議申立人の請求の趣旨を「請求する公文書の件名又は内容」欄及び「請求の目的」欄から判断すると、非開示部分を除いた残りの部分の開示を行ったとしても、異議申立人の請求の趣旨を充足することはできないものと認められ、本条には該当しないと判断する。

答申第77号の概要

1 件名

「第1、2、4、5回の『人事管理の在り方に関する検討委員会』で使用された資料」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成13年4月27日

4 原決定年月日 平成13年6月19日

5 決定の内容 部分開示

6 異議申立て年月日 平成13年7月27日

7 非開示理由

(1) 個人に関する情報について（平成13年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第2号該当性）

本件公文書は、指導力不足の教員をどのように捉えていくのかという議論を進めていくために、実施機関が問題を抱える教職員と捉えた教職員個人の評価が含まれる検討資料であって、あくまで内部管理情報であり公表することを目的に作成されたものではなく、個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、非開示とした情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 事務事業に関する情報について（旧条例第6条第5号該当性）

本件公文書には、何らかの課題を持つ教職員の構成等を記した人事管理についての細部にわたる機密の資料、非公開を前提として各学校等から収集した資料及び他の都道府県から提供された資料があり、それらの資料を開示することは、今後の情報収集活動に支障が生じる可能性が極めて高い。

また、本件公文書は、指導を要する教職員の制度を立ち上げるための議論を進めるための基礎資料として作成されたものであり、これらの情報は、職務において何らかの課題を持つ教職員の情報であって、指導を要する教職員の認定候補者となるものではない。

しかしながら、これらの情報が開示されると、これらの情報が指導を要する教職員の認定候補者の情報であるとの誤解が生じ、今後の人事の在り方に関する検討作業や指導を要する教員の認定作業を行うにあたって、著しい支障があることは明らかである。

以上のことから、当該事務事業や将来の同種の事務事業に著しい支障を生じると認められる。

(3) 非開示部分の再検討について

実施機関は、当初の部分開示決定から相当の期間が経過していること及びこれまでの審査会の答申事例などを踏まえて、本件公文書の非開示部分の再検討を以下のとおり行った。

ア 非開示としていた資料のうち、既に事務事業が実施され、または公表されているなどの情報については、事務事業に著しい支障が生じるとは認められず開示と判断した。

イ 第 1 回及び第 2 回の検討委員会で使用された資料の一部は、何らかの課題を持っている教職員の勤務年数、年齢、性別等の構成などを記した人事管理についての細部にわたる機密に属する資料である。

また、課題教職員に対する他都道府県の対応についてまとめた資料は、他都道府県の対応を高知県が要約したものであり、他都道府県から開示についての同意を得られていないところもある。

以上のことから、これらの資料については、当初のとおり非開示と判断した。

ウ 当初主張していた旧条例第 6 条第 4 号該当性については主張しない。

8 諮問 平成 13 年 8 月 10 日

9 答申 平成 16 年 2 月 25 日

10 審査会の結論

教育委員会は、部分開示とした「第 1、2、4、5 回の『人事管理の在り方に関する検討委員会』で使用された資料」に記載されている情報のうち、一部の情報を除き、開示すべきである。

11 審査会の判断概要

(1) 本件公文書の開示、非開示の判断について（実施機関の非開示理由の再検討による）

当審査会は、実施機関の上記 7 (3) の申し出を相当と認め、実施機関が開示と判断した情報については、開示が妥当であると認め、また、旧条例第 6 条第 4 号該当性についての主張はしないとの意見についても、妥当であると認めた。

(2) 個人に関する情報について（旧条例第 6 条第 2 号該当性）

ア 本件公文書のうち資料番号 1 - 7 は、第 1 回人事管理の在り方に関する検討委員会で使用された資料の一部であり、その内容は、下記のとおりである。

(ア) 資料番号 1 - 7 (1) は、資料番号 1 - 7 の内容説明及び課題を持つ教職員の区分について示したものであって、その内容には個人に関する情報は含まれておらず、また特定の個人を識別できる情報も含まれていない。

(イ) 資料番号 1 - 7 (2) は、資料番号 1 - 7 (3) で分類された課題を持つ個々の教職員を職種別、校種別及び課題別に集計して取りまとめた表であって、その内容は、他の情報と結びつけて、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(ウ) 資料番号 1 - 7 (3) は、課題を持つ個々の教職員の氏名、年齢、所属、課題、区分等が一覧表に分類された表であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、直接的又は間接的に特定の個人を識別することができるものと認められる。

(エ) 資料番号 1 - 7 (4) は、課題を持つ個々の教職員の一部について、課題別に、校種・職名、年齢、性別、状況などを取りまとめた表であって、これらの情報は、直接的又は間接的に特定の個人を識別することができるものと認められる。

以上のことから、資料番号 1 - 7 のうち、(イ)、(ウ)及び(エ)で述べた情報は、本号本文に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 事務事業に関する情報について（旧条例第 6 条第 5 号該当性）

ア 資料番号 1 - 7 (1) のうち、資料番号 1 - 7 の資料の内容やその取扱いに

についての注意を記載している部分及び資料番号 2 - 2 (1) で実施機関が再検討の結果、非開示とした情報（以下「資料番号 2 - 2 (1) の非開示情報」という。）のうち、人事異動上配慮を要する教職員の人数と委員名を除いた情報については、実施機関が主張する人事管理についての細部にわたる機密に属するものは、含まれていないため、これらの情報は、今後の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることが明らかであると認められない。

イ 資料番号 1 - 7 及び 2 - 2 (1) の非開示情報のうち、上記アの情報を除いた情報並びに 2 - 2 (2) の情報は、検討委員会において指導を要する教職員の定義を定めるための基礎資料として、実施機関が問題を抱えた教職員を一定の区分により分類したものであり、その後の検討委員会の提言に基づいて制度化された「指導を要する教職員」として認定される者と一致するものではないため、これらの情報を開示すると、これらの情報が指導を要する教職員の認定候補者に関する情報であるとの誤解が生じることとなる。

また、人事に関する作業は、様々な角度から多くの情報を収集し、利用することによって行われる作業であり、これらの情報は本来機密性を要するものであるが、これらの情報を開示することが前提となれば、利用する情報が制限されることになる。

このことは、今後の人事の在り方に関する検討作業や指導を要する教職員の認定作業を公正に行うことが困難となるばかりでなく、高知県の公教育に対して著しい不信感を与えることとなる。

さらに、委員個人の質問内容が開示されると、反復継続する今後の同種の会議においても委員等が忌憚のない意見を述べにくくなることから、十分な議論を行うことができなくなる。

以上のことにより、これらの情報は、これを開示すると今後の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることが明らかであると認められる。

ウ 資料番号 1 - 8 の情報は、課題教職員に対する他の都道府県の対応に対する内部資料を実施機関がまとめたものである。

これらの情報は、他の都道府県の内部資料を実施機関が入手した時点の内容であり、これらの情報が、実施されている事業内容と異なる場合においては、開示することにより、これらの情報が当該都道府県の事務事業の内容であるとの誤解が生じることとなり、当該都道府県との信頼関係が損なわれ、今後の情報収集が困難になることは明らかである。

したがって、これらの情報は、これを開示すると県と他の都道府県との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められる。

以上のことから、上記イ及びウの情報は、本号に該当し、上記アの情報は、本号に該当しない。

答申第78号の概要

1 件名

「『人事管理の在り方に関する検討委員会』の記録(第1回～4回)」及び「第3回の『人事管理の在り方に関する検討委員会』で使用された資料」

- 2 請求者 高知県内の団体
- 3 請求年月日 平成13年4月27日
- 4 原決定年月日 平成13年6月19日
- 5 決定の内容 非開示
- 6 異議申立て年月日 平成13年7月27日
- 7 非開示理由

- (1) 事務事業に関する情報について(平成13年改正前の高知県情報公開条例(以下「旧条例」という。)第6条第5号該当性)

会議録を開示すると、各委員の発言内容が明らかになることから自由な意見交換や討議が妨げられ、かつ、関係者や県民の誤解を招きかねないなど、今後の検討委員会の運営に著しい支障が生じるのは必定である。

また、教職員の採用や勤務評定をめぐる課題、分限処分の在り方などについての細部にわたる機密に属する事項の審議もあることから、これらの審議内容を開示することにより、当該事務事業や将来の同種の事務事業に著しい支障を生じると認められる。

なお、検討委員会の運営自体も非公開と決定されており、その趣旨からも会議録を非開示とすることが相当である。

- (2) 非開示部分の再検討について

実施機関は、当初の非開示決定から相当の期間が経過していること及びこれまでの審査会の答申事例などを踏まえて、本件公文書の非開示部分の再検討を以下のとおり行った。

本件公文書のうち、「第3回の『人事管理の在り方に関する検討委員会』で使用された資料」(以下「第3回資料」という。)の一部及び「第3回人事管理の在り方に関する検討委員会の記録」については、再検討した結果、事務事業に著しい支障を生じる情報は含まれていないと判断し、これらの情報はすべて開示することとした。

一方、上記以外の第3回資料の中には、現在実施されている指導を要する教職員に関する事業の運用と異なる部分が含まれている。この情報を開示すると、事務事業の運用上の誤解が生じ、今後の指導を要する教職員に関する事務事業などの執行に支障が生じることから非開示とした。

また、本件公文書のうち第1回、第2回及び第4回会議録については、個人に関する情報に該当する部分と、当該事務事業や将来の同種の事務事業に著しい支障を生じる情報に該当する部分について、改めて見直したうえでその部分を非開示とし、その他の部分については開示することとした。

なお、非開示部分の再検討を行った結果、会議録には発言者の氏名や検討委員会委員及び教職員の思想、信条などの個人に関する情報が含まれていることから、一部非開示とするに当たって旧条例第6条第2号該当性を新たに主張し、また、当初主張し

ていた旧条例第6条第4号該当性については主張しない。

8 諮問 平成13年8月10日

9 答申 平成16年2月25日

10 審査会の結論

教育委員会は、非開示とした「『人事管理の在り方に関する検討委員会』の記録(第1回～4回)」及び「第3回の『人事管理の在り方に関する検討委員会』で使用された資料」に記載されている情報のうち、一部の情報を除き、開示すべきである。

11 審査会の判断概要

(1) 本件公文書の開示、非開示の判断について(実施機関の非開示理由の再検討による)

当審査会は、実施機関が上記7(2)の再検討により開示と判断した情報については、当審査会も開示が妥当であると認め、また、旧条例第6条第4号該当性についての主張はしないとの意見についても、妥当であると認めた。

さらに、実施機関は、会議録については、旧条例第6条第5号に加えて旧条例第6条第2号該当性を主張しており、当審査会が会議録の内容を審査したところ、実施機関が主張しているとおり、会議録には個人に関する情報が含まれているため、旧条例第6条第2号該当性についても判断することとした。

(2) 個人に関する情報について(旧条例第6条第2号該当性)

会議録中の発言者の氏名については、検討委員会が要綱に基づいて設置されており、検討委員会委員は県から正式に委員を委嘱されていること、また、委員氏名はすでに公表されていることから、本号ただし書イ、ウに該当する。

しかしながら、会議録の中には、委員が個人の思いを述べているものや、教職員の個人的な取り組みについて意見を述べているものが含まれており、これらの情報は、個人の内心に関する情報であることから本号に該当する。

なお、会議録中の研修を要する教職員の研修場所については、実施機関は旧条例第6条第5号該当性を主張し、旧条例第6条第2号該当性を主張していないが、研修場所を開示することにより、研修場所等から指導を要する教職員を識別することができる認められ、個人に関する情報は原則として保護されるべきという個人情報保護の観点から判断すると、本号に該当すると認められる。

(3) 事務事業に関する情報について(旧条例第6条第5号該当性)

ア 検討委員会は、教職員の人事管理の在り方全般について、委員等の忌憚のない意見交換により、具体的な方向付けを行っているが、各委員の発言内容がすべて開示されるとなると、発言内容から発言者が特定され、反復継続する今後の同種の会議においても委員等が忌憚のない意見を述べにくくなることから、これらの会議の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることとなる。

また、会議録には、指導を要する教職員の定義を定める検討段階で、実施機関が問題を抱える教職員と捉えた教職員の情報が記載されているが、これらの情報を開示すると、この情報が指導を要する教職員の認定候補者のものであるとの誤解が生じ、通常の研修等を行っている教職員が指導を要する教職員であると、県民に誤解されることとなる。

さらに、人事に関する作業は、様々な角度から多くの情報を収集し、利用することによって行われる作業であり、本来機密性を要するものであるが、そういった情報を開示することが前提となれば、利用する情報が制限されることになる。

このことは、高知県の公教育に対して著しい不信感を与えるばかりでなく、今後の人事の在り方に関する検討作業や指導を要する教職員の認定作業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることとなる。

イ 実施機関は、本件異議申立ての対象となる非開示決定と同時に、「第1、2、4、5回の『人事管理の在り方に関する検討委員会』で使用された資料」について部分開示決定を行っており、第2回の検討委員会で使用された「指導を要する教員対策」（以下「資料番号2-3」という。）は、この部分開示決定された公文書の一部である。

異議申立人は、この部分開示決定に対しても異議申立てを行い、実施機関から審査会に諮問がなされており、実施機関は、本諮問案件と同様に、資料番号2-3についても非開示部分の再検討を行っており、開示の判断を行っている。

資料番号3-5の情報は、上記資料番号2-3の情報に、第1回及び第2回の検討委員会の意見を基に、新たな考え方や説明が追記されたものであって、その内容は、今後の指導を要する教職員に関する事務事業などの執行に支障が生じる情報であるとは認められない。

また、資料番号3-7の情報は、指導を要する教職員への対応概要図(案)として、勤務状況の実態把握から正常勤務に至るまでのフロー図に注釈が記載されたものであり、この情報は、第一次提言の中の「指導を要する教職員対策イメージ図」のたたき台として作成された資料で、その内容も、ほぼ同様のものである。

したがって、資料番号3-5及び3-7の情報は、これを開示しても事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じることが明らかであるとは認められない。

答申第83号の概要

1 件名

「学校における体罰に関し平成13年11月30日付けで職員を処分した件について、学校（地教委）からの報告書」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成13年12月3日
- 4 原決定年月日 平成13年12月17日
- 5 決定の内容 非開示
- 6 異議申立て年月日 平成14年1月10日
- 7 非開示理由

- (1) 個人に関する情報について（平成14年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第2号該当性）

本件公文書は、職員の懲戒処分を決定するための資料であり、懲戒処分に関する事項が記載されており、被処分者個人の内心に関する情報、処分対象となった非違行為の内容等、内容全体が個人に関する情報である。これらの記述内容により特定の個人を識別することができるものと認められるものであって、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とするものである。

また、被処分者である該当職員の個人に関する情報はもとより、被害者の生徒についても、個人の生活状況等の個人に関する情報が含まれており、記述内容により特定の個人を識別することができるものと認められるものであるため、開示されるべきではない。

- (2) 事務事業に関する情報について（旧条例第6条第6号ア該当性）

本件公文書は、職員の懲戒処分を決定するための資料となるものであり、その内容が開示されることになれば、事情聴取を行うべき関係者への心理的な負担を増大させる結果、ありのままの事実が聴取できなくなることが容易に予想され、調書の作成にも支障を生じる。こうしたことは、今後の懲戒処分に関する事実調査及び公正な処分の決定に著しい支障を生じるため非開示とする。

- 8 諮問 平成14年1月23日
- 9 答申 平成16年2月25日

10 審査会の結論

教育委員会が非開示とした公文書については、個人に関する一部の情報を除き、開示すべきである。

11 審査会の判断概要

- (1) 個人に関する情報について（旧条例第6条第2号該当性）

戒告、停職などの処分は、地方公務員法第29条の規定に基づき行われる懲戒処分である。一般的に、これらの懲戒処分については、処分を行う任命権者の行為は職務遂行情報である。しかし、処分を受ける側からすれば、原因となった行為が職務に関係するしないにかかわらず、処分を受けたこと自体は、被処分者個人の資質や名誉にかかわる当該個人固有の評価に関する情報というべきものである。

本件公文書に含まれる教育長、校長の職名及び氏名並びに教諭の氏名及び行った体罰

の内容は、職務遂行上の情報ではあるが、処分を受けた教諭の識別につながる情報であることから、非開示とすべきである。

また、本件公文書は、地教委から高知県教育長に提出された報告書であり、地教委や中学校の対応等についても記載されている。これらの情報は、体罰があったことに対し、地教委や中学校が、どのように対応したかを記載したものであり、職務の遂行に係る情報であって、懲戒処分につながる情報ではない。したがって、上に述べた個人を識別することができる情報を除き、本号に該当しない。

上の解釈を基に、本件公文書について、個々に本号該当性の検討を行った。

ア 地教委から高知県教育長あての「報告書の本文」

報告書の本文に記載された情報のうち、地教委名、地教委の教育長名及び印影、体罰があった中学校名、校長名、体罰を行った教諭名及び生徒名の事項などは、当該教諭及び生徒の識別につながる情報であり、本号に該当する。

イ 中学校長から地教委の教育長あての「行き過ぎた生徒指導（体罰）についての報告書」及び教諭から地教委の教育長あての「顛末書」

この報告書及び顛末書に記載された情報のうち、地教委の教育長名、中学校名、校長名及び印影、当該教諭の氏名及び印影、体罰が起きた具体的な場所、当該中学校の教諭名、当該中学校の行事名、生徒の氏名などは、当該教諭及び生徒の識別につながる情報であり、本号に該当する。

また、この報告書には、体罰を受けた生徒に関する情報や、保護者の言動や内心の状況が記載されている。これらの情報を開示すると、体罰を受けた生徒の日ごろの行動や言動及び保護者の言動等が明らかになる。

この生徒が体罰を受けた状況の概要は、新聞で報道されていることから、これらの情報を開示すると、体罰を受けた生徒及び保護者が識別される可能性がある。したがって、個人の権利を保護する観点により、本号に該当する情報と認められる。

ウ 校舎配置図

これを開示すると、体罰があった中学校が特定され、他の情報と組み合わせることにより、懲戒処分を受けた教諭及び生徒を容易に識別することができることとなる。したがって、校舎配置図の情報は、当該教諭及び生徒の識別につながる情報であり、本号に該当する。

エ 診断書

診断書には、生徒の氏名や、負傷の詳細な事項が記載されており、本号に該当する。

(2) 事務事業に関する情報について（旧条例第6条第6号ア該当性）

被処分者本人への事情聴取が一定の権限を持った組織として行われるものであることを考えた場合には、その聴取が任意であるからといって、開示が前提となると、ありのままの事実を聴取できなくなるという実施機関の主張については、より具体的な支障の説明が必要である。

しかし、実施機関の主張は、事情聴取における一般的な支障を述べるにとどまっており、事情聴取における事実の調査及び公正な処分の決定に対する具体的な支障や、著しい支障を生ずることについて十分な説明がなされていないことから、この主張だけでは本号の該当性を認めることはできない。

答申第85号の概要

1 件名

「前田川流域の浸水状況（受付番号 130064、13 高用管起 000132 にて開示）の作成年月日、作成者（部所、または民間企業名、民間企業であれば依頼した部所）が分かるもの」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成13年12月22日
- 4 原決定年月日 平成14年1月21日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 異議申立て年月日 平成14年4月9日
- 7 不存在の理由

「前田川流域の浸水状況」の表は、平成12年11月17日付けで異議申立人から高知河川事務所長あてに提出された質問状に対して、平成13年5月11日付けの高知河川事務所長からの回答文書に添付されているものである。

上で述べた質問状に回答するために、当時の高知河川事務所の担当者が、高知市総務課河川防災係から災害データを入手し、河川第二班で「前田川流域の浸水状況」の参考資料としてのたたき台を作成したことは判明している。

「前田川流域の浸水状況」には作成年月日等を示す記載がなく、また、他に明確に作成年月日、作成者の確定ができる公文書も存在していない。

当時の職員に確認をしたが、担当者は作成した時期を正確に記憶しておらず、また、開示された「前田川流域の浸水状況」と、担当者がたたき台として作成した「前田川流域の浸水状況」が同一であるかどうか、また、作成者がだれであるかは、時間の経過もあり確認はできなかった。

- 8 諮問年月日 平成14年8月6日
- 9 答申年月日 平成16年2月25日
- 10 審査会の結論

知事が「前田川流域の浸水状況（受付番号 130064、13 高用管起 000132 にて開示）の作成年月日、作成者（部所、または民間企業名、民間企業であれば依頼した部所）が分かるもの」を不存在とした決定は、妥当である。

11 審査会の判断概要

当審査会は、高知河川事務所会議室において審査を行い、当時の関係者の意見聴取及び書類調査を行った。

不存在決定通知書及び意見陳述によると、「前田川流域の浸水状況」は、平成12年11月17日付けで異議申立人から高知河川事務所長あてに提出された質問状に対する、平成13年5月11日付けの回答文書の参考資料として作成されたものであり、当時の河川第二班の担当者が「前田川流域の浸水状況」のたたき台として作成したことが判明している。

当時の河川第二班長と担当者の説明では、異議申立人から質問状が提出された時点で、高知市総務課防災係に依頼して、数値の入った資料などを電話や訪問をして

収集し、その中の前田川の数値を分かりやすいようにまとめて作成したものが「前田川流域の浸水状況」である。当時の河川第二班の班長以外の班員が手分けをして、質問状に回答するために「前田川流域の浸水状況」の表のたたき台として作成したことが確認できた。

しかし、上で述べた「前田川流域の浸水状況」のたたき台として作成されたものと、異議申立人からの質問状に対する回答文書の参考資料として作成された「前田川流域の浸水状況」が同一であるかどうかの確認はできなかった。このため、「前田川流域の浸水状況」の作成年月日及び作成者は判明しなかった。

また、「前田川流域の浸水状況」の作成年月日及び作成者が分かる電磁的記録を含む公文書も、発見できなかった。

答申第89号の概要

- 1 件名 「表彰月報（平成12年度、13年度）」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成14年5月13日
- 4 原決定年月日 平成14年7月1日
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 審査請求年月日 平成14年7月17日
- 7 非開示理由

被表彰者の氏名や、被疑者、被害者、事件関係者等を識別することができる情報等は、個人に関する情報である。（条例第6条第1項第2号該当）

検挙された被疑者と関係のある団体名を開示することにより、当該団体の事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。（条例第6条第3号該当）

非開示とした所属名や表彰事由欄を開示することにより、捜査活動、対処方針や情報の入手先が推測され、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがある。（条例第6条第1項第4号）

- 8 諮問年月日 平成14年7月22日
- 9 答申年月日 平成16年3月15日
- 10 審査会の結論 警察本部長は、非開示とした部分のうち、一部を開示すべきである。

11 審査会の判断概要

(1) 条例第6条第1項第2号該当性について

被表彰者の氏名は、一般に公表しているという事実が認められず、また、表彰を受けたこと自体は個人の評価に関する情報であり、職務の遂行に係る情報であるとは言えないことから、本号に該当する。

また、所属名を非開示とした部分は、当該所属に被表彰者と同一階級者が複数いることから、他の情報と照合しても、特定の個人を識別できると認められず、本号に該当しない。

被害者に関する非開示部分のうち、通常他人に知られたくない犯罪被害事件については、事件関係者や現場近隣者など狭い範囲の者にしか識別できない情報であっても、個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報であるから、個人に関する情報に最大限配慮し、本号に該当する情報として非開示とすることが妥当である。

被疑者に関する情報については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性について

当該団体名を開示することにより、団体の社会的評価を低下させることとなり、当該団体の正当な利益を害すると認められる。

(3) 条例第6条第1項第4号該当性について

所属名を非開示とした部分については、開示されている「警備情報活動成績優秀」等の表彰事由は抽象的であるが、所属名を開示することにより、当該所属における情

報収集能力が高いということが推測され、犯罪を企図する者が捜査に対する警戒心を高め、捜査の網をかいくぐってテロ行為等を起こしたり、逃走や証拠を隠滅することもあることから、犯罪の予防や捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められ、実施機関の主張には合理性がある。

表彰事由を非開示とした部分については、捜査対象になっているか否かという情報や、警察活動の具体的動向等を推測できる情報が記載されており、実施機関が具体的事例を挙げて行った説明から判断すると、捜査対象となっている者が本件公文書の情報を知れば、警察の捜査に対する警戒心を高め、警察の捜査を逃れるための行動に出たり、逃走や証拠を隠滅することもあることから、本号に該当する。

また、所属名及び表彰事由を非開示とした部分については、特定の団体に対する犯罪の予防や捜査に関する手法及び結果に係る情報が記載されており、実施機関が具体的事例を挙げて行った説明から判断すると、所属又は表彰事由のいずれが開示されても、警察活動の具体的動向が推測され、犯罪を企図する者が本件公文書の情報を知れば、警察の捜査に対する警戒心を高め、捜査を逃れる行為に出ることが予想されるので、本号に該当する。

答申第93号の概要

- 1 件名
「用地調査図の作成年月日、作成者が分かるもの」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成13年12月22日
- 4 原決定年月日 平成14年5月16日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 異議申立て年月日 平成14年7月11日
- 7 不存在の理由

異議申立人は、「用地調査図はいずれの年に作成されたとしても不合理である。」と述べる一方で、「用地調査図は『平成9年度住小改第1-12号前田川小規模河川(住宅促進関連)改修用地測量委託業務(用地測量)』に存在するものと考える。」と主張している。

前田川小規模河川(住宅促進関連)改修用地測量委託業務は、確認できる限りでは、昭和59年度から複数年度にまたがって平成9年度まで、同一の業者に委託されていること、同業者は測量業務の実施に当たっては、過年度の成果品を参考資料として可能な範囲で使用してきたことの2点が判明した。

しかし「平成9年度住小改第1-12号前田川小規模河川(住宅促進関連)改修用地測量委託業務(用地測量)」の成果品には、「用地調査図」は含まれていないことを確認した。

また、平成8年度までの成果品のすべてについても調査を行ったが、いつ、だれが、何の業務により「用地調査図」を作成したかを特定できる公文書は確認できなかった。

- 8 諮問年月日 平成14年8月6日
- 9 答申年月日 平成16年2月25日
- 10 審査会の結論

知事が「用地調査図の作成年月日、作成者が分かるもの」を不存在とした決定は、妥当である。

11 審査会の判断概要

当審査会は、高知河川事務所会議室において審査を行い、当時の関係者の意見聴取及び書類調査を行った。

- (1) 当時の担当者の説明によると、用地調査図は、平成7年度から新たに住宅宅地関連公共施設整備促進事業を行うに当たって、現段階でどのくらいの残地権者がいるのか、どれくらいの事務量になるか、どのくらい費用がかかるのか等を算出するために、またそれが一目で分かるものが必要であることから、用地課と工務課の担当者が、前田川区域の測量を委託している業者に作成を依頼することとした記憶があるということであった。

しかし、だれが業者に作成を依頼したかは、正確に記憶していないということであり、また、作成時期については、平成7年度から住宅宅地関連公共施設整備促進事業が開始されることとなっており、関係地権者との交渉もなされていることから、それ

以前の平成6年に作成されたものと推測されるが、正確な日付は記憶していないとのことであった。

また、当時、この区間の地権者名等についての最新の調査は行われておらず、かつ10年以上継続している事業のため、平成2年以前の過去のデータがあり、そのデータで作成させたということも十分に考えられるとのことであった。過去のデータを使用しても、買収時の調査で地権者名等は容易に分かるので、全く支障はなかったということであった。

- (2) 当審査会は、これらの意見陳述をもとに、用地調査図について調査したところ、現在高知河川事務所に保管されている図面の中に、下部の枠内に金額が記載された図面が存在することを確認した。

また、高知河川事務所職員が当時の請負業者に問い合わせたところ、当時の業者が用地調査図の作成を請け負ったことが確認された。

用地調査図は、(1)で述べたとおり、請負業者に依頼して作成させたものであるとほぼ推測される。

また、用地調査図のデータに更新されていない情報が入っていたことの事情も確認できた。

しかし、作成から相当の年月が経過しており、いつ請け負い、だれが作成したのかまでは判明せず、業者に原図も残っていないとのことであった。なお、高知河川事務所で書類調査をしたが、用地調査図の作成年月日が分かる公文書は存在しなかった。

答申第98号の概要

1 件名

「平成11年1月28日、高知県知事が建設大臣に事業認定申請(10用第910号)を行った。事業申請書の4.事業の認定を申請する理由及び事業計画書4.事業の施行を必要とする公益上の理由(1)本体事業に、『近年においても、特に当該地域の上流部においては、ごく最近の98年高知豪雨をはじめとして、小規模ながらも同様の被害が相次いでいる』と述べられている。上記理由を記載するため、前田川を責任として(個々の家屋の溝の排水不良を除く)発生した災害のデータ。』(以下「災害のデータ」という。)

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成13年11月5日
- 4 原決定年月日 平成14年6月26日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 異議申立て年月日 平成14年8月29日
- 7 不存在の理由

(1) 「前田川流域の浸水状況」の表について

調査の結果、「前田川流域の浸水状況」の表は、平成12年11月17日付けで異議申立人から高知河川事務所長あてに提出された質問状に回答するための参考資料として作成されたものであることが判明した。また、「前田川流域の浸水状況」の表の他に、前田川の災害状況について取りまとめられた文書は、高知河川事務所に保存されていない。

(2) 請負業者への確認について

事業認定申請書作成のための「前田川広域基幹(住宅促進関連)改修工事事業認定計画設計」及び「前田川小規模河川(住宅促進関連)改修事業認定申請図書作成委託業務」のそれぞれを受託したコンサルタント業者2社に対する聞き取り調査を実施した結果、いずれも成果品作成のために使用した基礎資料は保存されていないことを確認した。

- 8 諮問年月日 平成14年9月6日
- 9 答申年月日 平成16年2月25日
- 10 審査会の結論

知事(以下「実施機関」という。)が「災害のデータ」を不存在とした決定は、妥当である。

11 審査会の判断概要

- (1) 当審査会は、高知河川事務所に出向き、開示請求内容である、災害のデータの有無について、実施機関の意見聴取及び関連する公文書の審査を行った。

その結果、二級河川鏡川水系前田川改修工事に関係して、高知河川事務所において保存されている公文書を精査した結果、災害のデータであることが明らかである公文書は存在しなかった。

- (2) なお、実施機関に再度意見聴取したところ、「平成10年度 県河改第3号 紅水川外2河川洪水痕跡調査委託業務」(平成10年10月、構営技術コンサルタント株

式会社に委託して作成)の提出を受け、その36、37ページ「前田川調査表」、附属図面9「前田川湛水区域及び湛水状況」及び図面10「前田川現地状況写真位置図」に、平成10年9月24日の高知豪雨の日に、高知市若草町及び朝倉本町地区で床下浸水があったことが記載されていることを確認した。

また、「『98高知豪雨』 国分川(舟入川)河川激甚災害対策特別緊急事業 平成10年9月24～25日 集中豪雨」と表紙に記載されたパンフレット(高知県土木部河川課作成)の提出も受け、浸水状況の記述があるページには、前田川流域で浸水があったことが図示されていることが確認された。

ただし、上のデータを使用して事業認定申請書の理由を記載したのかどうかは確認できなかった。